

檜野台ふれあいのまちづくり協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、檜野台小学校区住民の地域福祉活動の拠点となる檜野台地域福祉センター（以下「福祉センター」という。）並びにその他地域施設等を有効に活用して、地域の自主的な福祉活動・交流活動を実施・推進するために設置する檜野台ふれあいのまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織および活動内容等について必要な事項を定めるものとする。

(組織及び運営)

第2条 協議会は、檜野台小学校区内の福祉関係団体及び公共的団体並びに学識経験者等住民の代表により組織し、その協議会において活動方針その他諸般の行事を協議決定して運営するものとする。

2 協議会委員の定数は70名以内とし、各団体からの委員の推薦定数は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 自治会・管理組合 | 26名以内 |
| (2) 婦人会 | 5名以内 |
| (3) 老人クラブ | 15名以内 |
| (4) 民生児童委員協議会 | 8名以内 |
| (5) 子供会 | 8名以内 |
| (6) 青少年育成協議会 | 3名以内 |
| (7) その他関係団体及び学識経験者 | 若干名 |

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員を生じて補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及びその任務)

第4条 協議会は、委員の互選により、次の役員を置く。（別表1のとおり）

- | | |
|----------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 書記 | 1名 |

2 委員長は会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故ある時は、その職務を代行する。

4 理事の役務は役員会で決定する。

5 会計は、経理会計事務を担当する。

6 書記は、運営に関する各種の事務を担当する。

7 福祉センターの管理運営のため、委員の中から次の責任者を選出する。ただし、各責任者は、兼務することができる。（別表2のとおり）

- | |
|-------------|
| (1) 戸締管理責任者 |
|-------------|

- (2) 火元管理責任者
- (3) 利用事務責任者
- (5) 備品管理責任者

(監事)

第5条 協議会は、委員以外から監事2名を選任する。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

(会議)

第7条 協議会は、総会、役員会、部会を開催する。

2 総会

- (1) 総会は委員長が招集する。
- (2) 総会は原則として年1回開催する。
- (3) 総会は議長1名、書記1名、議事録署名人2名を選出する。
- (4) 総会は、過半数の委員の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決するものとする(委任状含む)。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 役員会

役員会は原則として月1回開催し、総会に提案すべき事項の検討、または総会から一任された案等の審議をする。

4 部会

- (1) 協議会はふれあいのまちづくりを推進するため、下記の部会を設けるものとする。(別表3のとおり)
 - イ 施設管理部会
 - ロ 事業運営部会
 - ハ 福祉対策部会
 - ニ 広報調査部会
 - ホ 防災防犯部会
 - ヘ 環境部会
- (2) 部会は部会長が招集する。

(活動内容)

第8条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 福祉センターの管理運営に関する事項
- (2) 地域福祉活動・交流活動の内容及び実施に関する事項
- (3) 施設の活用に関する事項
- (4) 他地域との交流に関する事項
- (5) その他協議会の目的達成のために必要と認められる事項

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(予算・決算)

第10条 会計は、前条の会計年度の開始前までに、当該会計年度の一切の収入及び支出を明らかにした予算書を作成し、総会の議決を得なければならない。

2 会計は、前条の会計年度の終了後、速やかに、当該会計年度の一切の収入及び支出を明らかにした決算書を作成し、監事の意見を付した上で、総会の承認を得なければならない。

(活動報告)

第11条 協議会は会計年度終了後、速やかに当該年度の活動報告を、決算書を添えて神戸市に行うものとする。

(雑則)

第12条 協議会が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、この規約を改正することができるものとする。

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、委員長が総会に諮って定める。

附則

1 第3条の規定に関わらず、設立当初の委員の任期は平成7年3月31日までとした。

2 この規約は平成6年10月20日から施行し、平成7年4月、9月、平成8年2月に第2条の2の一部(定数及び各団体からの推薦定数)を改正した。

3 平成8年4月に第2条の2の「その他関係団体及び学識経験者若干名」の1つとして榎野台小学校施設開放運営委員会(以下学校開放委員会という)を推薦し、推薦定数を1名とした。

4 平成9年4月から役員の中に理事を入れる。また、婦人会の委員数を変更する。

5 平成10年度から委員会開催頻度を年4回から2回に変更する。

6 平成12年2月から第7条の5に防災防犯部会を追加する。

7 民生児童委員増員(平成13年12月)の為、平成14年4月から第2条の2の民生児童委員推薦定数を7名とする。

また仮設住宅自治会廃止(平成11年4月)の為、同条2の自治会推薦定数を13名に変更する。

8 平成25年4月に第2条2の一部(定数及び各団体の推薦定数)を改正した。

9 平成25年4月に第7条の会議としての協議会は、総会に呼称を改正した。
総会進行に当たる議長、書記、記事録署名人の選出について追加した。

10 平成25年10月に第2条2の一部(定数及び各団体の推薦定数)を改正した。

11 平成31年4月13日に第2条2項の一部(定数及び各団体の推薦定数)及び第4条1項の一部(役員定数)を改正した。

12 令和3年4月10日に第7条第2項第2号の一部(総会の開催回数)を改正した。

13 令和4年4月9日に第2条第2項の一部(組織及び推薦定数)を改正し、青少年育成協議会を追加した。